

# 野外焼却は禁止されています!

家庭から出たごみ、会社から出たごみなどは種類に関わらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則として野外焼却することが禁止されています。違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が科せられます。(両方の罰則が併せて科せられることもあります。)

## 野外焼却とは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野外焼却」と言います。直接地面で燃やす方法の他にドラム缶やブロック囲い等、法律で定められた構造基準を満たしていない焼却炉での焼却行為も含まれ、法律で定められている例外を除き、原則禁止されています。

## なぜ野外焼却がいけないの?

野外焼却を行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となり、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質が発生し、健康への影響が心配されます。

## 焼却禁止の例外

### ① 法規制適合型の焼却炉での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの  
※焼却炉の性能が発揮されるよう適切な運転、管理がされなければなりません。

### ② 法令に基づいて行う焼却

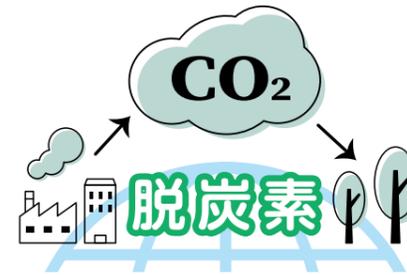
- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

### ③ 公共的もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却

- 国または地方公共団体で、その施設の管理を行うために必要な焼却  
・ 河川管理者による河川敷の草焼き、道路管理者による道路側の草焼き、海岸管理者による漂着物等の焼却
- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却  
・ 凍霜害を防ぐためのわらの焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却  
・ どんど焼き、塔婆の供養焼却
- 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- たき火など日常生活を営むために通常行われる落ち葉等の焼却で軽微なもの  
※「軽微なもの」とは、煙の量や臭いが近隣の迷惑にならない程度の少量の焼却です。

※焼却の例外となる場合でも、周囲への影響、時間帯、天候などへの十分な配慮をお願いします。  
なお、風が強くと吹く日は控えてください。(火災予防条例規則第3条)  
※上記②、③の野外焼却を行うときは消防署へ届出をお願いします。(火災と間違えるような煙または、火災を発生する恐れのある場合は、所轄消防署長に届けることになっています)ただし、この届出は野外焼却の許可ではありません。苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。  
※焼却時は火から目を離さず、消火器等の消火器具を準備してください。

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114

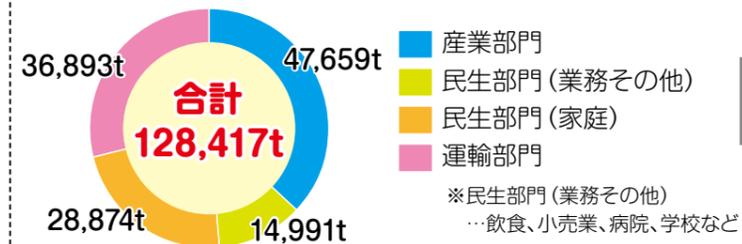


# みんなで進める 脱炭素のまちづくり

## ～未来の子どもたちへ～

地球温暖化により、近年は猛暑や大雨など、暮らしに大きな影響が出ています。その原因の一つが二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとする温室効果ガスです。町では令和7年3月に「御代田町カーボンニュートラル推進計画」を策定し、2013年度比で2030年度までに46%以上CO<sub>2</sub>削減、2050年度までにカーボンニュートラル達成を目標としています。カーボンニュートラルとは、排出されるCO<sub>2</sub>の排出量と、森林の吸収や技術的な除去による吸収量を差し引きゼロにすることです。この挑戦には町民の皆さん一人ひとりの行動が欠かせません。

### 2013年度 町のCO<sub>2</sub>排出量の内訳



### 2030年度までに

## 2,828t削減が必要

46%以上CO<sub>2</sub>削減には、59,072t削減が必要となりますが、国や県の対策、施策の実現による定量的削減量等と合わせて、町の取り組みにより目指すCO<sub>2</sub>削減量を2,828tとしました。

## 暮らしの中でできること

- 節電を習慣に…エアコン温度の調整やLED照明の利用、省エネ家電の利用も。
- 移動を工夫…近距離は徒歩や自転車。車はエコドライブを。
- ごみを減らす…適正分別によるリサイクルやフリーマーケットで3R活動を。
- 食品ロス削減…食材は買いすぎず、料理を作るときや注文するときは食べられる量で。

## 町や事業所の取り組み

### 町では、次の取り組みを進めています

- 公共施設の再エネ電力化…役場庁舎や学校などで再生可能エネルギー電力を100%導入。  
→ 年間約511tのCO<sub>2</sub>削減(令和6年8月～令和7年7月 使用量:1,213,994kWh)
- ペットボトルの水平リサイクル…使用済みペットボトルを再びペットボトルへリサイクルすることで、新たな化石由来原料を使わずに、何度もペットボトルへ循環。  
→ 令和6年度に井戸沢最終処分場で回収したペットボトルは9,540kgで、本数に換算すると414,782本になります。新たな化石由来原料で同じ本数のペットボトルを作る場合と比較すると約30tのCO<sub>2</sub>削減

### 町内の事業所では、次のような取り組み例があります

- 太陽光発電の導入…令和7年5月から事業所の屋根にPPAモデル(※)による太陽光パネルの設置。  
→ 年間約679tのCO<sub>2</sub>削減(想定年間発電量:1,479MWh)

※ PPAモデル…太陽光発電導入の方法の一つで、導入したい企業等が土地や屋根などのスペースを提供する代わりに初期費用やメンテナンス費用を契約事業者が負担します。

これらを合計すると、年間約1,200t以上のCO<sub>2</sub>削減になります。

## 小さな一歩が未来を守ります

CO<sub>2</sub>を1kg削減するには、「レジ袋を約30回使わない」、「A4コピー紙約510枚分の分別・リサイクル」等が必要です。すぐに成果は見えなくても、積み重ねが未来を変えていきます。子どもたちが安心して暮らせる環境を引き継ぐために——。今日からできることを、一緒に始めてみませんか。

問い合わせ先 町民課環境衛生係 (32) 3114